

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 7月25日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：11 件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	エリア放射線モニタ（Ch. 31：活性炭ホールドアップ建屋制御室）に検出器の誤動作によると思われる「下限」および「エリア放射線 高」警報が発生したため、当該モニタを点検・修理	D	
2	1号機	廃棄物処理建屋シャワードレンポンプ室漏えい検出器の誤動作が認められたため、当該検出器を点検・修理	D	
3	1号機	タービン建屋屋上の雨水排水口1個の排水口カバーに破損（腐食による）が認められたため、当該排水口カバーを交換	D	
4	2号機	補助ボイラ間欠薬注タンクベント弁点検において、弁棒に曲がりが見られたため、対応検討	D	
5	2号機	高圧注水系ポンプ室（原子炉建屋地階）堰内に上部配管貫通部から浸入したと思われる水溜まり（地下水と推定）および同堰のひび割れ部より水のにじみが認められたため、当該水溜まりを汚染検査（汚染なし）後、除去並びに当該配管貫通部および堰を修理	D	
6	3号機	スチームドレン系炉心スプレィポンプ（B）室ドレン受パンポンプに汲上げ不良が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
7	3号機	タービン建屋換気空調系高圧復水ポンプ室局所空調ユニット（22）のVベルトの張りに緩みが認められたため、当該空調機を点検・修理	D	
8	5号機	液体廃棄物処理系廃液収集ポンプにグランドリーク水量の多いことが認められたため、当該グランドを修理	D	
9	5号機	液体廃棄物処理系廃液サージポンプのグランドリーク水受のドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
10	6号機	非常用ディーゼル発電設備（A）ディーゼル機関の吸気ライン3箇所より空気のリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	その他	サイトбанка保管の使用済チャンネルボックス減容作業において、チャンネルボックス減容装置に電源が入らない事象が認められたため、当該装置を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで